

塩尻市工場立地法準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域及び区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域（以下単に「準工業地域」という。）	100分の10以上	100分の15以上
都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域（以下「工業地域等」という。）	100分の5以上	100分の10以上
都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのない地域（以下単に「用途地域の定めのない地域」という。）	100分の5以上	100分の10以上

(建築物屋上等緑化施設等の緑地の面積への算入割合)

第4条 前条に規定する緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）を算定する場合において、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設

又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合まで緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができるものとする。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が、第3条に規定する区域又はこれら以外の区域（以下この条において「その他区域」という。）のうち2以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用については、当該敷地に占める面積の割合（以下この条において「敷地割合」という。）につき同条に規定する区域のうちいずれかの区域の敷地割合が最も高いときにあっては当該敷地割合が最も高い区域に係る同条の規定を当該敷地の全部について適用し、その他区域の敷地割合が最も高いときにあっては同条の規定を当該敷地の全部について適用しない。

(本市に隣接する地方公共団体の長との協議)

第6条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日に設置され、又は設置のための工事が行われている製造業等に係る工場又は事業場（以下「既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める表に規定する式によって行うものとする。

(1) 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる1の業種に属する場合

区域	緑地の面積	環境施設の面積
準工業地域	$G \geq (P/\gamma)(0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma)(0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

工業地域等及び用途地域の定めのない地域	$G \geq (P/\gamma)(0.05 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.05 - (G_0/S)) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma)(0.1 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.1 - (E_0/S)) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
---------------------	--	---

(2) 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合

区域	緑地の面積	環境施設の面積
準工業地域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j)(0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j)(0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j)(0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j)(0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
工業地域等及び用途地域の定めのない地域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j)(0.05 - (G_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j)(0.05 - (G_0/S)) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j)(0.1 - (E_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j)(0.1 - (E_0/S)) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

備考 この表において、次の各号に掲げる記号の意義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
- (2) P 当該変更に係る生産施設の面積
- (3) γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- (4) G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。第6号において同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- (5) S 当該既存工場等の敷地面積

- (6) G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計
- (7) E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積
- (8) E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。次号において同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積
- (9) E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設的面積の合計
- (10) n 当該既存工場等が属する業種の個数
- (11) P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設的面積
- (12) γ_j j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合